

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 4 3 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 7 年規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「別表第 1 の 5 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「別表第 1 の 6 の項」を「別表第 1 の 5 の項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「別表第 1 の 7 の項」を「別表第 1 の 6 の項」に改め、同項を同条第 6 項とする。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「別表第 2 の 2 の項」を「別表第 2 の 1 の項」に、「同表の 2 の項」を「同表 1 の項」に、「外国人生活保護実施関係情報」を「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施、同法第 2 4 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更、同法第 2 5 条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第 2 6 条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「別表第 2 の 3 の項」を「別表第 2 の 2 の項」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 9 条第 1 項」に改め、同号エを削り、同項第 2 号中「前号アからエまで」を「前号アからウまで」に改め、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「第 1 号アからエまで」を「第 1 号アからウまで」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「別表第 2 の 4 の項」を「別表第 2 の 3 の項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「別表第 2 の 5 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改

め、同項第1号ウを削り、同項第2号中「前号アからウまで」を「前号ア及びイ」に改め、同項第3号中「及びウ」を削り、同項第4号から第8号までを削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「別表第2の8の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「別表第2の9の項」を「別表第2の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の8の項」に、「同表の10の項」を「同表8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項を削り、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の10の項」に、「同表の14の項」を「同表10の項」に、「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同項各号を削り、同項を同条第10項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の11の項」に、「同表の15の項」を「同表11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号中「前号アからエまで」を「前号アからウまで」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「第1号アからエまで」を「第1号アからウまで」に改め、同項を同条第13項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項第18号中「第115条の47第8項」を「第115条の47第9項」に、「外国人生活保護実施関係情」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同項を同条第14項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下

同じ。)であって生活に困窮するものに係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずるもの(以下「要保護者等に準ずる者」という。)に係る次に掲げる情報

ア 老人福祉関係情報

イ 特定公共賃貸住宅管理情報

ウ 市営住宅管理関係情報

(2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る前号アからウまでに掲げる情報

(3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に係る事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号アからウまでに掲げる情報

(4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号アからウまでに掲げる情報

(5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号アからウまでに掲げる情報

(6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号アからウまでに掲げる情報

第3条第20項を削り、同条第21項中「別表第2の21の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項第1号エ中「国民健康保険法施行規則」の次に「(昭和33年厚生省令第53号)」を加え、同項を同条第17項とし、同条第22項中「別表第2の22の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同条

第 23 項中「別表第 2 の 23 の項」を「別表第 2 の 19 の項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 24 項を削り、同条第 25 項中「別表第 2 の 25 の項」を「別表第 2 の 20 の項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 26 項中「別表第 2 の 26 の項」を「別表第 2 の 21 の項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 27 項中「別表第 2 の 27 の項」を「別表第 2 の 22 の項」に改め、同項を同条第 22 の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷駅北地区地域交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 4 4 号

刈谷駅北地区地域交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷駅北地区地域交流施設条例施行規則（令和 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「刈谷駅北地区地域交流施設（）」の次に「附属施設を含む。」を加える。

第 4 条中「地域交流施設」を「刈谷駅北地区地域交流施設」に改める。

第 8 条中「第 9 条ただし書」を「第 1 0 条ただし書」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 1 項第 3 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 1 0 条第 1 号中「地域交流施設」を「刈谷駅北地区地域交流施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における刈谷駅地域交流施設に係る刈谷駅北地区地域交流施設条例施行規則第 9 条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。